

亀山市自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第31号

亀山市自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市自然公園条例施行規則（平成18年亀山市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第2条 亀山市自然公園（以下「自然公園」という。）の開園時間は、<u>次のとおりとする。</u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p><u>（1） 亀山里山公園 午前8時30分から午後5時まで（7月21日から8月末日までの間にあつては午後4時まで、11月1日から2月末日までの間にあつては午後6時まで）</u></p> <p><u>（2） 亀山森林公園 午前8時30分か</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第2条 亀山市自然公園（以下「自然公園」という。）の開園時間は、<u>午前8時30分から午後5時までとする。</u>ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p>

ら午後5時まで（11月1日から1
月末日までの間については、午後4
時まで）

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。